

組合会則抜粋

- (1) 高压ガス販売許可を有し冷凍空調設備機器の製造届けを提出している者であること
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること。

(加 入)

第 9 条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第 10 条 前条第 1 項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の出資をしなければならぬ。ただし、持ち分の全部または一部を承継することになる場合は、この限りではない。

(相続加入)

第 11 条 死亡した組員の相続人で組合員たる資格を有する者の 1 人が相続開始後 30 日以内に加入の申出をしたときは、前 2 条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 全項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(事由脱退)

第 12 条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の 90 日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第 13 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の 10 日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

山梨県冷凍空調設備事業協同会

出資金：¥50,000

賦課金：¥24,000（年額）

※毎月 15 日を例会（冷和会）と定め、会員相互の親睦と協調のためと諸事項の審議連絡のため会を開催しておりますので申し添えます。